

## 社会福祉法人紫波会の福利厚生について

|                         |                                                                                                              |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会保険への加入                | 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険へ加入しています。                                                                                 |
| 退職金制度                   | 民間社会福祉事業職員共済（労使折半）と福祉医療機構退職共済の（全額法人負担）2つの退職金制度に加入しています。                                                      |
| 手当の充実                   | 資格手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、夜勤手当、処遇改善手当など様々な手当が要件に応じて支給されます。<br>資格取得やスキルアップのため研修会等に係る費用も全額法人が援助します。（詳細は人材育成をごらんください） |
| 定期健康診断                  | 全職員に年1回の検診（該当者には生活習慣病検診も実施）及び、夜勤者（特定業務従事者）は年2回検診を行っています。検診に係る費用は全額法人が援助します。                                  |
| ストレスチェック<br>（メンタルヘルスケア） | 全職員にストレスチェックを行っています。<br>必要に応じて専門医への相談の手続きを行っています。<br>費用は全額法人が援助します。                                          |
| 有給休暇                    | 入社した日より有給休暇が付与されます。1時間単位で取得できます。<br>有給休暇消化率は100%です。                                                          |
| 誕生日休暇                   | 有給休暇とは別に、誕生月とその翌月に2日間、誕生日休暇を取得できます。                                                                          |
| 特別休暇                    | 慶弔や病気等の際に特別休暇を使用できます。                                                                                        |
| 職員互助会                   | 定期的にイベントを企画し職員間の親睦を深めています。<br>互助会より結婚祝金、弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金などの慶弔見舞金があります。                                        |
| ソウエルクラブ加入               | 全国規模で展開されている福利厚生事業のソウエルクラブに加入しており、さまざまな場面で暮らしをサポートします。                                                       |
| 産前産後休業                  | 産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）、産後8週間の休暇を取得することができます。                                                                     |
| 育児休業                    | 原則として、子が1歳に達するまでを限度として、休暇を取得することができます。条件を満たした場合は、子が2歳に達するまで延長できます。                                           |
| 介護休業                    | 要介護状態にある家族の介護をする場合等、93日間までの範囲内で3回を上限に取得できます。                                                                 |
| 看護休暇                    | 常時介護を必要とする家族を介護する職員は1人につき年5日（2人以上は10日まで）、年次有給休暇とは別に、看護休暇を取得できます。<br>1時間単位で取得できます。                            |
| 子の介護休暇                  | 小学校就学前までの子1人につき年5日（2人以上は10日まで）、年次有給休暇とは別に、子の介護休暇を取得できます。<br>1時間単位で取得できます。                                    |

その他、不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

社会福祉法人紫波会

総務管理部

電話 019-676-5777